

## 目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱

制定 平成12年5月15日付け目区産第112号区長決定  
改正 平成13年3月9日付け目区産第536号区長決定  
改正 平成15年2月28日付け目区産第657号区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、目黒区における特定商業施設の出店に関し必要な事項を定めることにより、出店予定者に地域のまちづくりへの協力を促すとともに、地域の生活環境との調和を図り、もって地域社会の健全な発展及び区民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定商業施設 一の建物（一の建物として別に定めるものを含む。）内において、小売業、飲食店業、娯楽業、音楽・映像記録物賃貸業を営む施設であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 店舗面積が500平方メートルを超えるもの

ロ 午後11時から午前6時までの間において営業を営む場合は、店舗面積が300平方メートルを超えるもの

(2) 店舗面積 営業を営むための一の店舗の用に供される床面積をいう。

(3) 出店予定者 特定商業施設の新設（一の店舗面積の変更並びに既存の建物の用途及び営業時間の変更により特定商業施設となる場合を含む。）をする者（建物設置者）及び特定商業施設において店舗を営もうとする者をいう。

(4) 変更予定者 既に特定商業施設を設置している者及び当該特定商業施設において営業を行っている者であつて、店舗施設の増加又は開店時間の繰り上げ若しくは閉店時間の繰り下げその他周辺的生活環境に著しい影響を及ぼす可能性のある変更をしようとする者をいう。

(5) 近隣住民等 特定商業施設の敷地境界線から周囲100メートル以内の目黒区の区域内に住所を有する者、事業を営む者及び当該地域と関わりのある団体で別に区長が定める団体をいう。

### (適用除外)

第3条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける施設については、この要綱は適用しない。

### (出店予定者の責務)

第4条 出店予定者は、特定商業施設の設置及び運営に当たり、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、周辺的生活環境に与える影響について事前評価を行い、出店予定地の周辺的生活環境を良好に保つよう努めなければならない。

### (特定商業施設の出店に関する届出)

第5条 出店予定者は、特定商業施設を新設する日の5月前までに、特定商業施設出店計画届出書（別記第1号様式）により区長に届け出なければならない。

2 出店予定者は、前項の届出事項に変更があったときは特定商業施設出店計画変更届出書（別

記第2号様式)により、出店計画を中止しようとするときは特定商業施設計画中止届出書(別記第3号様式)により速やかにその旨を届け出なければならない。ただし、区長が軽微な変更と認めるときは、この限りではない。

#### (既存の特定商業施設の変更に関する届出)

第5条の2 変更予定者は、店舗面積の増加等の変更をしようとする日の前まで(次条に定める説明会等による説明を行うための日数を確保した日までとする。)に、特定商業施設変更届出書(別記第4号様式)により区長に届け出なければならない。

#### (説明会等の開催)

第6条 出店予定者は第5条第1項の規定による届出をした日から2月以内に、変更予定者は前条の規定による届出をした日から1月以内で変更しようとする日の前までに、当該予定敷地内又は特定商業施設の見やすい場所に別に定める方法により届出事項の概要を掲示するとともに、近隣住民等に対して出店又は変更に係る計画の内容について説明会等の方法により説明を行い、当該出店又は変更に関し十分理解を得られるように努めなければならない。ただし、変更予定者に係る変更届出の場合で、区長が特に認める場合にあっては、説明会等による説明を省略することができる。

2 出店予定者又は変更予定者は、前項の規定により説明を行ったときは、特定商業施設近隣説明報告書(別記第5号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。

#### (協議)

第7条 出店予定者又は変更予定者は、前条の規定による説明会等による説明後(前条第1項ただし書の規定により説明会等による説明を省略した場合は、概要の掲示後とする。)、4週間以内に近隣住民等から協議の申入れがあったときは、誠意をもって協議に応じ、地域の生活環境を良好に保つよう努力するものとする。

2 出店予定者又は変更予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、特定商業施設近隣協議報告書(別記第6号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、前項の報告に係る協議の要旨又は結果について、特に必要があると認めるときは、これを公表することができる。

#### (届出等に係る指導)

第8条 区長は、前4条に定める手続を出店予定者又は変更予定者が行わなかった場合はこれを行うよう指導に努めるものとする。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

2 この要綱は、平成12年11月1日以後に新設する特定商業施設について適用する。

付 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱は、平成13年9月1日以後に新設する特定商業施設について適用する。

付 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

年 月 日

目黒区長 あて

建物設置者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_  
店舗営業者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

### 特定商業施設出店計画届出書

新たに特定商業施設の新設を計画しているので、目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

2 特定商業施設の対象となる店舗名称及び営業内容

店舗名称 \_\_\_\_\_  
営業内容 \_\_\_\_\_

3 特定商業施設を新設する日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
(既存施設の場合、特定商業施設の要件を備える日)

4 特定商業施設の対象店舗の面積 店舗面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

5 特定商業施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置 (添付図面に図示) 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 収容台数 \_\_\_\_\_ 台  
駐輪場の位置 (添付図面に図示) 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 収容台数 \_\_\_\_\_ 台 (※)  
(※「目黒区自転車等放置防止条例」に規定された設置台数を確認すること。)

(2) 荷さばき施設の位置 (添付図面に図示) 及び面積 面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(3) 廃棄物等の保管施設の位置 (添付図面に図示) 及び容量 容量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

6 特定商業施設の対象店舗の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻 午前・午後 時 分 閉店時刻 午前・午後 時 分

(2) 来店見込み者数

平日 \_\_\_\_\_ 人 休日 \_\_\_\_\_ 人

(3) 来客の自動車を駐車場に案内する経路

(4) 事業系廃棄物及びリサイクル対象物の保管・処理対策

(5) 夜間において騒音の発生が見込まれる場合の騒音の発生源とその対策

\*周辺案内図及び建物の配置図並びに各階平面図を添付。

目黒区長 あて

建物設置者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____
店舗営業者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____

特定商業施設出店計画変更届出書

特定商業施設の出店計画を変更するので、目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 出店計画届出年月日 年 月 日

3 変更事項

(変更前)

(変更後)

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

目黒区長 あて

建物設置者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____
店舗営業者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____

特定商業施設計画中止届出書

届出計画を中止するので、目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 出店計画届出年月日 年 月 日

3 中止理由

目黒区長 あて

建物設置者	住 所	_____
	氏 名	_____
店舗営業者	電話番号	_____ ( ) _____
	電話番号	_____ ( ) _____
	住 所	_____
	氏 名	_____
	電話番号	_____ ( ) _____

特定商業施設変更届出書

特定商業施設について変更するので、目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱第5条の2の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

2 変更事項  
(変更前)

(変更後)

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

年 月 日

目黒区長 あて

建物設置者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____
店舗営業者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____

### 特定商業施設近隣説明報告書

目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり近隣説明の内容について報告します。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

2 説明の方法

- (1) 説明会方式による 開催日時 年 月 日 午前・午後 時 分
- (2) 個別説明方式（訪問）による 実施日 年 月 日～ 年 月 日

3 説明会等の参加者

- (1) 出店予定者又は変更予定者
- (2) 近隣住民等（個別訪問の場合は相手先一覧を説明会の場合は出席者名簿を添付）

4 説明会内容（要旨及び配布資料等）

5 近隣住民等からの質疑・意見・要望

6 出店予定者又は変更予定者の回答

目黒区長 あて

建物設置者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____
店舗営業者	住 所 _____
	氏 名 _____
	電話番号 _____ ( ) _____

### 特定商業施設近隣協議報告書

目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり近隣協議の内容について報告します。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 協議日時 年 月 日 時

3 協議方法

4 協議者

(1) 出店予定者又は変更予定者

(2) 近隣住民等（出席者名簿を添付）

5 協議内容

## 目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱実施細目

制定 平成12年5月22日付け目区産第132号部長決定  
改正 平成15年2月28日付け目区産第657号区長決定

この実施細目は、目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱（以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

### （一の建物）

第1条 要綱第2条第1号に定める一の建物として定めるものは、次のとおりとする。

- （1）屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建築物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- （2）通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- （3）一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその他付属建物をあわせたもの

### （店舗面積）

第2条 要綱第2条第2号に定める店舗面積とは売場、客席用床、店舗内通路等営業を行う店舗の用又は客を収容する用に供される床面積をいう。

### （地域と関わりのある団体）

第3条 要綱第2条第5号に定める団体とは、町会・自治会、住区住民会議、商店会、PTA、その他その都度区長が認める団体とする。

### （軽微な変更）

第4条 要綱第5条第2項に定める軽微な変更として、届け出を要しないと区長が認めるものは要綱第1号様式第5に定める特定商業施設に付随する施設の配置を当該施設の敷地内又は隣接地へ位置を変更する場合で周辺的生活環境への配慮を十分に行っていると認められるものとする。

### （掲示の方法）

第5条 要綱第6条に定める掲示の方法とは、別紙の内容を掲示することによるものとする。ただし、既存店舗が変更により特定商業施設となる場合は、変更内容が分かるように別紙の項目を変更できるものとする。

### （説明会の開催）

第6条 要綱第6条に定める説明会の開催回数は原則として1回とする。ただし、説明対象者の数やその内容により1回で終了することが困難な場合は、3回を上限とする。

2 出店予定者は説明会を開催しようとするときは、開催日の5日前までに日時及び場所を掲示及びチラシ配布等の方法により近隣住民等に周知しなければならない。

3 訪問により説明を行った場合は説明会を省略することができる。

### （協議結果の公表）

第7条 要綱第7条第3項に定める区長が特に必要があると認めるときとは、協議結果が不調であって、出店予定者に改善の努力が認められないときとする。

付 則

この細目は平成12年6月1日から施行する。

付 則

この細目は平成15年3月1日から施行する。

# 出店計画のお知らせ

建物の名称				
店舗の概要	店舗名称			
	所在地			
	営業内容			
	店舗面積	m <sup>2</sup>	新設日（開店日）	年 月 日
	営業時間			
建物設置者（住所） （氏名）				
出店者（住所） （氏名）				
掲示年月日		年 月 日		
<p>この掲示は目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱第6条の規定により行ったものです。 上記出店計画についてのお問い合わせは下記へお願いします。</p> <p>（連絡先）</p> <p>電話</p>				

備考 大きさはA2サイズ以上とする。